

前項ノ規定ニ依リ産金事業ノ振興上必
要ナル命令ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅
令ノ定ムレ所ニ依リ之ニ因リ生ヅタル

今ノ定ムハ用ニ依リ之ニ國主之ヲ失ハ
損失ヲ補償ス

前項ノ補償ヲ伴フヘキ命令ハ之ニ因リ
要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協

贊ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於
テ之ヲ爲スコトヲ要ス、

第三十條第一項但書中「及當該營業年度
ニ於テ支拂ヒタル產金振興債券」ヲ「竝三

當該營業年度ニ於テ支拂ヒタル產金振興
債券及借入金三枚ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣八田嘉明君演壇ニ登ル〕

シタ日本產金振興株式會社法中改正法律
案ニ付テ提案理由ヲ御説明致シマス、時局

進展ニ伴ヒマシテ金ノ重要性ハ愈々増大ス
ノミニアリマス、從ニマシテ釐金事業ノ

扶興ニ付キマシテモ、更ニ一段ノ積極的措

法律案ハ此ノ事態ニ即應スルガ爲、襄ノ

帝國議會ニ於テ御協賛ヲ得マシタル日本產
金振興株式會社法ヲ改正シテ、同會社ノ事

アリマス、改正ノ第一點ハ政府ガ日本產

並振興株式會社ニ對シ、產金事業ノ振興上
主要ナル命令ヲ爲シタル場合、之ニ依テ賈

ヨリヲ生ジタルトキハ、其ノ生ジタル損失ヲ
貯マシテ資ニハシケンゾ

第二點 八 日本產金振興株式會社ニ對スル

ハリマス、何レモ同會社ヲシテ徒ニ其ノ缺

同條第三項中「地域」ノ下ニ「航空基地及 航空基地タル期間」ヲ加フ
第五十九條ニ左ノ一項ヲ加フ
前五項ニ規定スル納金ハ戰時又ハ事變 ニ際シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ 免除スルコトヲ得
附 則
本法ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行 ス但シ第三十二條ノ改正規定ハ昭和十二 年七月七日ヨリ之ヲ適用ス
(政府委員黒崎定三君演壇ニ登ル)
○政府委員(黒崎定三君) 只今上程セラレ マシタ恩給法中改正法律案ノ提出理由ヲ申 上げマス、本案ヲ以テマシテ改正セムトス 對シマシテ、恩給在職年ノ計算方其ノ服務 期間ノ一月ニ付テ三月ヲ加算致シ、又戰地又 外ニアリマシテ戰務ニ服シテ居リマスル者 ニ對シマシテハ、其ノ服務期間ノ一月ニ付 キ一月半ノ加算ヲ爲スコトドナッテ居ルノ デアリマス、御承知ノ通り、近代航空技術 ノ發達ニ伴ヒマシテ、戰地外ノ航空基地カ ラ致シマスル遠距離作戰が屢々行ハレテ居ル ノデアリマシテ、此ノ作戰關係者ノ中デ、 戰地ニ行キマスル航空機ノ乗員ハ、前述ノ 戰地ニ於テ戰務ニ服スルモノデアリマスル カヲ、一月ニ付三月ノ加算ヲ受ケルノデア リマス、然ルニ航空基地ニ於テ地上勤務ニ 服シマスル者ハ、前述ノ一月ニ付一月半ノ 戰地外勤務ノ加算ヲ受クルニ過ギナイコト レテ居ルノデアリマス、而モ航空機ノ乗員 トナツテ居ルノデアリマス、併シナガラ航空 基地ハ、常に敵ノ攻擊ヲ受クル危険ニ曝サ ル趣旨デアリマス、何卒御審議ノ上御協 力致シマスル所ガアリマス故ニ、產金法 改正法律案特別委員ニ併託セラレムコト 動議ヲ提出致シマス。
子爵秋田重季君 賛成
議長(伯爵松平賴壽君) 戸澤子爵ノ動議 御異議ハゴザイマセヌカ
(異議ナシ)ト呼フ者アリ
議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認 マス
議長(伯爵松平賴壽君) 日程第二、恩給 法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、 一讀會、黒崎法制局長官
昭和十四年三月十四日
恩給法中改正法律案 恩給法中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議 院法第五十四條ニ依リ及送付候也
貴族院議長伯爵松平賴壽殿
衆議院議長 小山 松壽
恩給法中改正法律案
恩給法中改正法律案
第三十二條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム 二 戰地外ニ在リテ航空部隊ニ屬シ航 空基地ニ於テ特殊ノ戰務ニ服シタル トキハ其ノ期間ノ一月ニ付三月
三 前號ニ掲タルモノヲ除クノ外戰地 外ニ在リテ戰務ニ服シタルトキハ其 ノ期間ノ一月ニ付一月半

ト基地ニ於ケル地上勤務員トハ、密接不可離ノ關係ニアリマシテ、是ガ一體トナリマシテ、初メテ完全ナ戰闘力ヲ發揮シ得ルモノデアリマスルカラ、之ヲ分別致シ、其ノ在職年加算ニ差等ヲ設ケマスルノハ甚ダ不適當デアルノデアリマス、ノミナラズ地上勤務員ノ勞苦、身體能力ノ消耗度ハ、戰地ニ行クテ戰務ニ服シテ居リマスル者ト比較致シ、決シテ劣ルモノデハナイノデアリマスルカラ、是等地上勤務員ニ對シマシテモ、戰地ニアル者ト同様ニ、一月ニ付三月ノ加算ヲ爲スコトガ必要デアルノデアリマス、右ガ改正ノ第一點デアリマス、其ノ二ハ、現行法ニ依リマスト、下士官以上ノ軍人及其次ノ他ノ公務員ハ總て俸給ノ百分ノ一又ハ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ毎月國庫ニ納付スル義務ヲ負フテ居ルノデアリマス、然ルニ戰地ニ於キマシテハ、部隊ハ各地ニ移動致シマスル上、此ノ納金ノ徵收事務ガ非常ニ複雜デアリマスル關係カラ、其ノ實行ハ著シク困難デアリマシテ、場合ニ依リマシテハ不可能ニ近イコトモアルノデアリマス、ソコデ戰時又ハ事變ニ際シマシテハ、一定限度ニ於テ此ノ納金義務ヲ免除シタイト考へマシテ、此ノ趣旨ノ規定ヲ設ケヨウト致シマスルノガ改正ノ第二點デゴサニマス、以上本案ヲ提出致シマシタ理由デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛アラムコトヲ御願ヒ致シマス

子爵植村 家治君 男爵菊池 武夫君
加藤敬三郎君 赤池 濃君
橋本辰二郎君 平沼 亮三君
山上 岩二君

特別會計ヨリ國債整理基金特別會計ニ
整理基金特別會計法中改正法律案、日程第
四、明治三十九年法律第三十四號中改正法
律案、日程第五、明治四十二年法律第九號
中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第
一讀會、是等ノ三案ヲ一括シテ議題トナス
コトニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第三、國債
整理基金特別會計法中改正法律案、日程第
四、明治三十九年法律第三十四號中改正法
律案、日程第五、明治四十二年法律第九號
中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第
一讀會、是等ノ三案ヲ一括シテ議題トナス
コトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス、松村大藏政務次官

國債整理基金特別會計法中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年三月十四日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長 伯爵松平頼壽殿
附 則

國債整理基金特別會計法中改正法律案
國債整理基金特別會計法中左ノ通改正ス
第二條第三項中「前項」ヲ「前二項」ニ改メ
同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ國債總額ノ計算ニ際シ割引ノ方
法ヲ以テ發行シタル國債ニ付テハ發行
價格ヲ以テ額面金額ト看做ス

第二條ノ三 國債ノ元金償還ニ充ツル爲
前二條ノ繰入額ノ外割引ノ方法ヲ以テ
發行シタル國債ノ前年度首ニ於ケル未
償還分ノ發行價格差減額ヲ發行ノ日ヨ
リ償還ノ日迄ノ年數ヲ以テ除シタル額
ニ相當スル金額ヲ毎年度一般會計又ハ

特別會計ヨリ國債整理基金特別會計ニ
繰入ルヘシ
第二條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付
之ヲ準用ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年法律第三十四號中改正法
律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年三月十四日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長 伯爵松平頼壽殿
附 則

國債整理基金特別會計法中左ノ通改正
正ス

明治三十九年法律第三十四號中左ノ通改
法律案

明治三十九年法律第三十四號中左ノ通改
法律案

明治三十九年法律第三十四號中左ノ通改
法律案

明治三十九年法律第三十四號中左ノ通改
法律案

明治三十九年法律第三十四號及明治四十二
年法律第九號中改正法律案

明治四十二年法律第九號中改正法律案

ニ命令ノ定ムル所ニ依リ發行價格ト額
面金額トノ差額ノ一部ニ相當スル金額
ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ國債ノ債
權金額ト看做シ買入銷却ヲ爲スコトヲ
得

マスルガ故ニ、此ノ特別委員ニ併託セラレ
ンコトノ動議ヲ提出致シマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ニ申上
ゲマスガ、今日程第三ダケ仰シヤイマシタ
ガ……

○子爵戸澤正巳君 外二件ヲ附加ヘマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 承リマシタ

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議
ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○政府委員(松村光三君) 演壇ニ登ル

○議長(伯爵松平頼壽君) 只今議題トナリ
マシタ國債整理基金特別會計法中改正法律
案、明治三十九年法律第三十四號中改正法
律案、及ビ明治四十二年法律第九號中改正
法律案、提出ノ理由ヲ御説明致シマス、現
下巨額ノ國債ノ發行ヲ必要トスル際ニ於キ
マシテ、其ノ一部分ヲ割引ノ方法ニ依テ發
行シ得ルコトト致シマスルコトハ、國債消
化ノ一助トナリマスルノミナラズ、他面其
ノ所有者ニ於キマシテハ、國債ノ利子ヲモ併
セ貯蓄スルコトナリマシテ、時局對策上
緊要ナル貯蓄獎勵ノ趣旨ニモ合致シマス
ル等、頗ル時宜ニ適シタル方法ト考ヘラレ
マスルノデ、昭和十四年度以降ニ於テ發行
スル國債ニ付キマシテ、其ノ一部分ハ此ノ
方法ニ依ルコトト致シマシタル處、之ガ爲
ニ國債整理基金特別會計法、明治三十九年
法律第三十四號及明治四十二年法律第九
號中ニ、ソレドモ若干ノ改正ヲ加フルノ必
要ガアリマスルノデ、之ガ改正法律案ヲ提
出致シマシタ次第アリマス、何卒御審議
ノ上速力ニ協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致
シマス

○子爵戸澤正巳君 只今上程セラレマシタ
國債整理基金特別會計法中改正法律案ハ昭
和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關スル法律案外三件ニ關聯致シ
コトヲ得

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第六、職員
健康保險法案、政府提出、衆議院送付、第
一讀會、廣瀬厚生大臣

○議長(伯爵松平頼壽君) 職員健康保險法
案

○議長(伯爵松平頼壽君) 只今上程セラレマシタ
國債整理基金特別會計法中改正法律案ハ昭
和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關スル法律案外三件ニ關聯致シ
コトヲ得

○議長(伯爵松平頼壽君) 職員健康保險法
案

○議長(伯爵松平頼壽君) 只今上程セラレマシタ
國債整理基金特別會計法中改正法律案ハ昭
和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關スル法律案外三件ニ關聯致シ
コトヲ得

○議長(伯爵松平頼壽君) 職員健康保險法
案

○議長(伯爵松平頼壽君) 只今上程セラレマシタ
國債整理基金特別會計法中改正法律案ハ昭
和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關スル法律案外三件ニ關聯致シ
コトヲ得

○議長(伯爵松平頼壽君) 職員健康保險法
案

○議長(伯爵松平頼壽君) 只今上程セラレマシタ
國債整理基金特別會計法中改正法律案ハ昭
和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關スル法律案外三件ニ關聯致シ
コトヲ得

○議長(伯爵松平頼壽君) 職員健康保險法
案

○議長(伯爵松平頼壽君) 只今上程セラレマシタ
國債整理基金特別會計法中改正法律案ハ昭
和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關スル法律案外三件ニ關聯致シ
コトヲ得

○議長(伯爵松平頼壽君) 職員健康保險法
案

○議長(伯爵松平頼壽君) 只今上程セラレマシタ
國債整理基金特別會計法中改正法律案ハ昭
和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關スル法律案外三件ニ關聯致シ
コトヲ得

○議長(伯爵松平頼壽君) 職員健康保險法
案

○議長(伯爵松平頼壽君) 只今上程セラレマシタ
國債整理基金特別會計法中改正法律案ハ昭
和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關スル法律案外三件ニ關聯致シ
コトヲ得

○議長(伯爵松平頼壽君) 職員健康保險法
案

○議長(伯爵松平頼壽君) 只今上程セラレマシタ
國債整理基金特別會計法中改正法律案ハ昭
和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關スル法律案外三件ニ關聯致シ
コトヲ得

○議長(伯爵松平頼壽君) 職員健康保險法
案

○議長(伯爵松平頼壽君) 只今上程セラレマシタ
國債整理基金特別會計法中改正法律案ハ昭
和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關斯ル法律案外三件ニ關聯致シ
コトヲ得

○議長(伯爵松平頼壽君) 職員健康保險法
案

○議長(伯爵松平頼壽君) 只今上程セラレマシタ
國債整理基金特別會計法中改正法律案ハ昭
和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關斯ル法律案外三件ニ關聯致シ
コトヲ得

○議長(伯爵松平頼壽君) 職員健康保險法
案

○議長(伯爵松平頼壽君) 只今上程セラレマシタ
國債整理基金特別會計法中改正法律案ハ昭
和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關斯ル法律案外三件ニ關聯致シ
コトヲ得

三〇三

指定町村以外ノ地ニ在ルモノ

二 第十八条第一項ニ規定スル者ヲ常時十人未満使用スル事業所ニシテ市

又ハ指定町村ニ在ルモノ

三 前二號ニ掲タルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業ノ事業所

第十九條第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二条前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業所ニ使用セラル者ハ職員健康保險ノ被保險者トス

第十八條第三項第二號乃至第四號ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三条第十八條ニ規定スル事業所ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ事業所ニ付第二十一條ノ認可アリタルモノト看做ス

第一第十八條第一項ニ規定スル者ハ當時十人未満使用スル事業所ト爲ルニ至リタルトキ

二 市又ハ指定町村以外ノ地ニ在ルニ至リタルトキ

三 第二十一條第一項第三號ノ規定ニ依リ指定スル事業ノ事業所ト爲ルニ至リタルトキ

第二十四条第十八條、第二十條及第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ業務ニ使用セラルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十五條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者ガ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十九條第一項ノ規定ニ依ル被保險者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ職員健康保險組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

第十九條第一項ノ規定ニ依ル被保險者資格ヲ取得ス

第二十五条第十八條、第二十條及第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日、其ノ業務ニ使用セラレザルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第三十条政府ハ職員健康保險組合ノ組合員ニ非ザル被保險者ノ保険ヲ管掌ス

第三章 保険者

第二十九條 職員健康保險ノ保険者ハ政

府及職員健康保險組合トス

第三十條政府ハ職員健康保險組合ノ組合員ニ非ザル被保險者ノ保険ヲ管掌ス

リタル日又ハ第十八条第三項第二號乃至第四號、第二十條第二項若ハ第二十二條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ其ノ事實アリタル日ニ更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十六條 第二十條又ハ第二十二条ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用スル事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

第二十七条 第二十五條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日前二月以上引續キ被保險者タリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

第二十八条 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ前條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十九條 第二十九條第一項又ハ第二十一条第一項ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ第十九條第一項又ハ第二十一条第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同時ニ職員健康保險組合ノ設立認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者トス

第三十条 主務大臣ハ職員健康保險組合ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、規約若ハ主務大臣ノ命令若ハ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ状況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第三十一条 職員健康保險組合ハ其ノ組合員タル被保險者ノ保険ヲ管掌ス

第三十二条 職員健康保險組合ハ事業主及其ノ事業所ニ使用セラル被保險者ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十三条 一又ハ二以上ノ事業所ニ付被保險者當時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

第三十四条 職員健康保險組合ヲ設立セントスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得

第三十五条 前二月以上ノ事業所ニ付職員健康保險組合ヲ設立セントスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業所ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

第三十六条 主務大臣ハ一又ハ二以上ノ事業所ニ付第十八条ノ規定ニ依ル被保險者トス

第三十七条 前條ノ規定ニ依リ職員健康保險組合ノ設立ヲ命ゼラレタル事業主ハ規約ヲ作リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十八条 職員健康保險組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第三十九條 職員健康保險組合成立シタルトキハ事業主及其ノ事業所ニ使用セラル被保險者ハ總テ之ヲ組合員トス

第四十条 職員健康保險組合ノ規約ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十一条 主務大臣ハ職員健康保險組合ニ對シ其ノ事業及財産ニ關シ報告ヲ爲サシメ、其ノ狀況ヲ検査シ、規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十二条 職員健康保險組合ノ役員ニ欠缺若ハ故障アルトキ又ハ組合ノ役員ガ保険給付其ノ他其ノ執行スベキ職務ヲ執行セザルトキハ主務大臣ハ官吏其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得

第四十三条 主務大臣ハ職員健康保險組合ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、規約若ハ主務大臣ノ命令若ハ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第四十四条 解散ニ因リテ消滅シタル職員健康保險法案

第六十三條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生ゼシメタルトキハ保

第六十四條 被保險者ガ鬭争、泥醉若ハ著シキ不行跡ニ因リ又ハ故意ニ危害豫

第六十五條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ左ノ各號ノ一一該當スル場合ニ於テハ疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ其ノ期間ニ係ル保險給付ハ之ヲ爲サズ

第六十六條 被保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハザル者ニ對シ之ニ支給スペキ傷病手當金ノ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第六十七條 保険者ハ詐欺其ノ他不正ノ

行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケン

トシタル者ニ對シ勅令ノ定ム所ニ依リ期間ヲ定メ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得

第六十八條 保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得

保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得

第六十九條 保險者ハ事故ガ第三者ノ行為ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ第三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ権利ヲ取得ス

第七十條 保險者ハ被保險者ノ健康ヲ保持増進スル爲左ノ施設ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 保險者ハ事業ニ支障ナキ場所ニ限リ被保險者ニ非ザル者ヲシテ保

第七十二條 第六十三條、第六十五條第一項及第二項、第六十八條並ニ第六十九條ノ規定ハ世帶員ニ之ヲ準用ス

第七十三條 國庫ハ勅令ノ定ム所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ職員健

第七十四條 保險者ハ職員健康保險事業ニ要スル費用ノ一部ヲ負擔ス

第七十五條 保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十六條 少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第七十七條 職員健康保險組合ハ第七十

第七十八條 被保險者ガ第六十五條第一項各號ノ一一該當スル場合ニ於テハ勅令ノ定ム所ニ依リ其ノ期間保險料ヲ徵收セズ

第七十九條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スペキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十七條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八十條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スペキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十七條ノ規定ニ依ル前條ノ規定ニ依リ納付スペキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フベキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

第八十一條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アルトキハ第一次職員健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ第二次職員健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第八十二條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第十三條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十三條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ關シ訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ第二次職員健康保險審査會ノ審査ヲ經て裁判決ヲ爲スベシ

第八十四條 本法ニ規定スルモノノ外職員健康保險審査會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十五条 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十六条 正當ノ理由ナクシテ第十條

二 第十六條第三號ノ規定ニ依ル處分

ニ違反シ事業ヲ停止セザルトキ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ第四條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ取引ヲ爲ス牛乳ノ販賣ヲ業トシ若ハ乳製品ノ製造事業ヲ爲ス者若ハ之ヲ承繼シタル者又ハ本法施行ノ際現ニ第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ製酪業ヲ爲ス者若ハ之ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ第四條第一項又ハ第五條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ム所ニ依リ引續キ其ノ取引ヲ爲シ又ハ

其ノ事業ヲ爲スコトヲ得

前項ニ掲タル者前項ノ期間内ニ第四條第一項又ハ第五條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

〔國務大臣櫻内幸雄君演壇ニ登ル〕

○國務大臣櫻内幸雄君 只今議題トナリ

マシタ酪農業調整法案ノ提案理由ヲ御説明致シマス、近時我方國ノ酪農業ハ、長足ノ進歩發達ヲ遂ゲテ參タノアリマシテ、酪農生産物ハ逐年增加致シマスル國內需要ヲ優ニ充タヌノミナラズ、更ニ進ンデ其ノ一部ヲ練乳「バター」等トシテ南洋、「ヨーロッパ」等ノ海外市場ニ輸出スルニ至ツタノデアリ

マス、併シナガラ一面從來ノ酪農業ニ關スル制度ニ付キマシテ、牛乳生産業者ト乳製品製造業者トノ間、或ハ當業者相互ノ間ニ於テ、

徒ラナル摩擦ヲ惹起シ、爲ニ動モスレバ牛

乳ノ需給ノ圓滑及ビ取引ノ公正ヲ期シ難キ

ルベキ我ガ國酪農業ノ發達ヲ阻害シテ居ル

現狀ニアルノデアリマス、從ヒマシテ是等ノ關係ヲ調整致シマシテ合理化シ、一層斯業ノ進展ヲ圖リ、豊富且低廉ナル酪農生產物、殊ニ輸出向乳製品ノ生産ヲ促進致シマスコトハ、農家經濟ノ安定ヲ期スル所以デアリマシテ、延イテハ國民體位ノ向上ノ爲ニモ、亦國際貸借改善ノ爲ニモ、誠ニ緊要ト認メラル、ノデアリマス、右ノ趣旨ニ基キマシテ此ノ度酪農業調整法ヲ制定セムト

スルノデアリマスガ、本案ノ内容ハ牛乳生産業者ト乳製品製造業者トノ雙方ニ瓦リ團體ヲ整備シ、其ノ活動ヲ促進致シマスルト共ニ、之ニ對シ行政官廳ガ適當ナル監督ヲ加ヘマシテ、牛乳ノ需給ノ圓滑及取引ノ公正ヲ圖リ、以テ畜産ノ健全ナル發達ヲ期セムト見マスルナラバ、政府ガ從來ヨリ實施シテ參り、又今後新タニ設ケマスル酪農關係ノ諸施設ト相俟チマシテ、我ガ國酪農業ノ進展ノ上ニ裨益スル所頗ル大ナルモノガアルト信ズルノデアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望致シマス

○議長（伯爵松平賴壽君） 別ニ御質疑ガナケレバ本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔丸龜書記官朗讀〕

○議長（伯爵松平賴壽君） 日程第八、明治四十五年法律第二十三號中改正法律案、日程第九、地方鐵道法中改正法律案、日程第十、軌道法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ三案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長（伯爵松平賴壽君） 御異議ナイト認メマス、委員長堀田伯爵

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモガ、照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

○議長（伯爵松平賴壽君） 御異議ナイト認メマス、委員長堀田伯爵

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモガ、照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

○議長（伯爵松平賴壽君） 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモガ、照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

○議長（伯爵松平賴壽君） 明治四十五年法律第二十三號中改正法律案

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモガ、照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

○議長（伯爵松平賴壽君） 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモガ、照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

○議長（伯爵松平賴壽君） 昭和十四年三月十三日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 委員長 伯爵堀田 正恒

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモガ、照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

○議長（伯爵松平賴壽君） 昭和十四年三月十三日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 委員長 伯爵堀田 正恒

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモガ、照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

昭和十四年三月十三日 貴族院議長伯爵松平賴壽殿 正恒

委員長 伯爵堀田 正恒

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 正恒

正恒

○議長（伯爵松平賴壽君） 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
 上アル場合ニ、其ノ會社間ニ競願トナツタバハ、アラウスルカ、政府ハ、運用ニ依テ競願ヲ避ケシムル方法ヲ講ズルコトト致シタイト云フ答辯デゴザイマシタ、第一ニ、改正ノ規定ニ依リ、樟太石炭ヲ利用シ今後進出ヲ豫想シ得ル人造石油會社如何、之ニ對シマシテ政府ハ、帝國燃料興業會社ヲ樟太ニ誘致シテ、相當大規模ニヤラセタイ、而シテ民間會社モ亦資本的ニ結合シテヤラシタイ、併シナガラ何處迄モ帝國燃料株式

會社ヲ母體トシテヤラセタイ、斯ウ云フ答
辯デゴザイマシタ、第三ニ、帝國燃料ノ樺
太ニ於ケル事業計畫ニ付テ質問ガゴザイマ
シタ、之ニ對シマシテ政府ハ、第一期計畫
トシテ年產百二十萬「トン」ノ採炭ニ依リ、
二十三萬「キロリットル」ノ石油ヲ製造スル
豫定デ、之ニ要スル資金ハ一億二千萬圓位
デアルガ、差當リ四千萬圓程度ノ子會社ヲ
作り、炭坑ノ開發竝ニ工場其ノ他ノ施設ヲ
爲シ、昭和十八年頃ニハ豫定ノ通り低溫乾
溜法、「タール」水素添加法、及ビ直接液化
法ノ三方法ニ依リ、全工場ノ運轉ヲ爲ス豫
定デアルト云フ答辯デゴザイマシタ、第四
ニ、採掘料ノ決定方法如何ト云フ質問ガア
リマシテ、政府ハ炭坑ノ位置、鑛區面積、
炭質、炭量、炭價、生產費、採炭高、起業
費等ヲ十分調査シ、商工省トモ協議シ、拓務
大臣ノ認可ヲ受ケテ決定シタイト云フコト
デアリマシタ、採掘料ニ付キマシテハ種々
細カイ御質問ガアリマシタガ省略致シマ
ス、尙液體燃料關係ニ付キマシテハ、物動
計畫ニ關シマシテ、祕密會ノ下ニ企畫院總
裁ヨリ詳細ナル御説明ノアツタコトヲ御報
告申上ゲマス、其ノ他樺太ニ於ケル石炭、
石油事情、鐵道、港灣施設ノ計畫、採掘料
ノ收入ノ使途、油田調查ノ狀況、石油試掘
ニ對スル政府ノ方針、我國ニ於ケル液體
燃料政策、液化事業ノ現況及び將來ノ計畫等
ニ付キマシテ御質問ガゴザイマシタガ、全
部陳記録ニ譲リマス、質問方終リマシテ討
論ニ入り、二名ノ委員ヨリ同一ノ意味ノ御
意見ガゴザイマシタ、即チ採掘料ノ價格決
定ニ當ツテハ、商工省ト慎重ニ協議シ、以
テ公正妥當ナル價格ヲ決定スルヤウ、特ニ
注意シテ貰ヒタ伊ト云フ御意見ノ下ニ、贊

成ノ意思ヲ表示サレマシタ、外ニハ御意見
ガゴザイマセヌデ、採決ニ入り、全會一致
可決スベキモノト決シマシタ、次ニ只今上
程サレマシタ地方鐵道法中改正法律案及軌
道法中改正法律案ノ特別委員會ノ經過竝ニ
結果ヲ御報告申上ゲマス、是等ノ法案モ同
ジク朝鮮事業公債法中改正法律案ノ委員ニ
併託ニナリマシテ、委員會ハ前後三回開會
致シマシタ、是等ノ法案ノ内容ヲ申上ゲマ
ス、現行地方鐵道法ハ南法ノ特別規定トシ
テ、地方鐵道會社及軌道會社ニ對シ株金全
額拂込前ト雖モ主務大臣ノ認可ヲ受ケ、線
路ノ延長又ハ改良ノ費用ニ充ツル爲其ノ資
本ヲ増加シ得ルコトヲ認メ、又利益配當ニ
關シマシテ、所謂後配株ヲ發行シ得ルコト
トシテ居ルノデアリマスガ、改正商法ハ一
般的ニ同様ノコトヲ認メマシタノデ、右特
別規定ヲ廢シマシテ、地方鐵道會社及軌道
會社モ商法ノ一般的規定ニ從ヒ、主務大臣
ノ認可ヲ要セズ自由ニ爲シ得ルヤウニシタ
ノデアリマス、又主務大臣ハ現在ノ交通機
關ノ發達ノ實情ニ鑑ミ、必要ニ成ジ自動車
トノ連絡運輸ヲモ命ジ得ルコトトシ、又交
通事業ノ機能ノ増進ヲ圖ル爲、運賃其ノ他
ニ關スル運輸協定ヲモ命ジ得ルコトトシタ
ノデアリマス、又地方鐵道又ハ軌道ノ買收
又ハ補償ニ際シ交付スベキ買收代價又ハ補
償金ハ、五分利附國債證券ヲ以テ交付スル
コトニナツテ居ツタノデアリマスルガ、今日
ハ此ノ種國債證券ガ著シク減少シマシタノ
デ、隨時金利ノ狀態ニ應ジテ發行セラル、
モノヲ以テ交付シ得ルコトトシタノデアリ
マス、又陸運ニ關スル鐵道大臣ノ權限ガ増
大スルニ伴ヒ、中央ノ事務モ著シク繁雜ト
居ルカ、日滿支運輸連絡上、又輸送力増進

務大臣ノ權限中主トシテ營業方面ニ屬スル
モノヲ、地方鐵道局長ニ委任スルコトヲ得
ルコトシタノデアリマス、又地方鐵道ニ
道ノ軌幅ニ付テモ非常ニ苦心シテ、ソレド
起ツタ法規ニアル、之ニ反シテ地方鐵道法ハ
日本鐵道、山陽鐵道、關西鐵道等、比較的
大キナ鐵道ヲ監督スル爲ニ起ツタ法規ニア
ル、然ルニ今日ノ狀態ハ何レガ軌道力、地
方鐵道カ誠ニ不明ニナツテ居ル、例ヘバ東京
ノ地下鐵道ハ地方鐵道、大阪ノ地下鐵道ハ
軌道デアル、又大阪鐵道、阪和鐵道ハ地方鐵
道デアル、阪急、阪神ハ軌道デアル、サウ
シテ軌道ハ軌道法ニ依ツテ監督ハ鐵道大臣、
内務大臣デアリ、地方鐵道ハ地方鐵道法ニ
依リ監督ハ鐵道大臣トナツテ居ル、誠ニ複雜
多様デアル、今日ニ於テハ最早地方鐵道、
軌道ノ區別ヲ設ケル必要ガナイト考ヘルガ
政府ハドウ考ヘルカ、政府ハ交通行政ニ付
テハ隨分努力シテ居ルガ、監督行政ニ付テ
ハ十分デナイヤウデアルガ、之ヲ統一スル
考ハナイカト云フ質問ガアリマシタ、之ニ
對シテ内務大臣、鐵道大臣カラ同意味ノ御
答辯ガゴザイマシタ、監督行政ニ付テモ是
非統一シテ行キタイ、併シナガラナカノ
マシタ、又大陸交通政策ト云フカ、日滿支
ノ交通政策中、最モ重要ナモノハ鐵道政策
デアルト思フガ、政府ハドウ云フ風ニヤツテ
居ルカ、日滿支運輸連絡上、又輸送力増進

シテ努力シタイ、斯ウ云フ御答辯デゴザイ
ムツカシイ問題デアルカラシテ、十分研究
シテ努力シタイ、斯ウ云フ御答辯デゴザイ
マシタ、又大陸交通政策ト云フカ、日滿支
ノ交通政策中、最モ重要ナモノハ鐵道政策
デアルト思フガ、政府ハドウ云フ風ニヤツテ
居ルカ、日滿支運輸連絡上、又輸送力増進
見込デアル、又終夜運轉シテ不足ヲ補ツテ
豫定デアツテ、來年ニハ相當量增加ガ出來ル
車十七、客車四百四十八、電車六十、貨車
一萬二百五十七、計一萬千三百四臺出來ル
年度ニ於テハ機關車五百二十二、電氣機關
車、又陸運ニ關スル鐵道大臣ノ權限ガ増
大スルニ伴ヒ、中央ノ事務モ著シク繁雜ト
居ルカ、日滿支運輸連絡上、又輸送力増進
シテ善處シテ行キタイ、團體旅行ハ成ルベ
シテ遠慮シテ貰ヒ、又遊覽ノ爲ニ便宜ヲ計ツテ

居ツタノヲ是モ止メテ、一般旅客ニ充ツルヤ
ウニシテ居ル、斯ウ云フ御答辯デアリマシ

タ、其ノ他陸上交通事業調整法ノ實績竝ニ
今後ノ方針、又省營自動車ノ經營方針等ニ
詳細ナル御質問ガアリマシタガ、速記録ニ
譲リマス、討論ニ入りマシテ一委員ヨリ、
事變下輸送力不足ハ已ムヲ得ナイトスルケ
レドモ、長期戰ニ入ツタ今日、銃後ノ護タル
國民ガ其ノ爲ニ受ケル不便餘ニ大デアッ

テ、活動セムトシテ其ノ活動ヲ殺ガレルコ
トハ事變ニ影響スル所甚大デアルカラシテ、
政府ハ輸送力不足ニ對スル對策ニ付テハ、
慎重考慮ヲ拂ツテ貰ヒタイト云フ希望ヲ付
ケマシテ贊成セラレマシタ、又一委員ヨリ
今回ノ改正ハ已ムヲ得ナイト思フガ、不十
分デアル、未ダ根本的改正ノ方法ハアリハ
シナイカ、例ヘバ最早ヤ今日ハ地方鐵道、軌
道ノ區別ハ不要デアルカラシテ、地方鐵道
法、軌道法ヲ一本ニスルト云フガ如キ方法
ハアリハシナイカ、故ニ政府ハ將來ニ於テ
根本的改正ヲ爲スコトヲ考ヘテ貰ヒタイト
云フ希望ヲ述ベラレマシテ兩案ニ贊成セラ
レマシタ、採決ニ入リマシテ全會一致可決
スキモノト決シマシタ、右御報告申上げ
マス

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナ
ケレバ三案ノ採決ヲ致シマス、三案ノ第二
讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシタガ、
速記録ニ入リマシタガ、速記録ニ
譲リマス、討論ニ入りマシテ一委員ヨリ、
事變下輸送力不足ハ已ムヲ得ナイトスルケ
レドモ、長期戰ニ入ツタ今日、銃後ノ護タル
國民ガ其ノ爲ニ受ケル不便餘ニ大デアッ

テ、活動セムトシテ其ノ活動ヲ殺ガレルコ
トハ事變ニ影響スル所甚大デアルカラシテ、
政府ハ輸送力不足ニ對スル對策ニ付テハ、
慎重考慮ヲ拂ツテ貰ヒタイト云フ希望ヲ付
ケマシテ贊成セラレマシタ、又一委員ヨリ
今回ノ改正ハ已ムヲ得ナイト思フガ、不十
分デアル、未ダ根本的改正ノ方法ハアリハ
シナイカ、例ヘバ最早ヤ今日ハ地方鐵道、軌
道ノ區別ハ不要デアルカラシテ、地方鐵道
法、軌道法ヲ一本ニスルト云フガ如キ方法
ハアリハシナイカ、故ニ政府ハ將來ニ於テ
根本的改正ヲ爲スコトヲ考ヘテ貰ヒタイト
云フ希望ヲ述ベラレマシテ兩案ニ贊成セラ
レマシタ、採決ニ入リマシテ全會一致可決
スキモノト決シマシタ、右御報告申上げ
マス

○議長(伯爵松平頼壽君) 三案ノ第一讀會
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題
ニ供シマス、三案全部、委員長ノ報告通り
御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト呼
フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 三案ノ第二讀會
ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 三案ノ第三讀會
ヲ開キマス、三案全部、第二讀會ノ決議通
リ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト呼
フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト呼
フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 平沼總理大臣

○議長(伯爵松平頼壽君) 一郎君演壇ニ登

可致シマス、文部大臣

メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第二讀

會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯

有ジマス、利カ望ム通リノコトヲ申シマスナラバ、前回引用シマシタ勅語、勅諭等ノ字句ヲ引用シテ、其ノ解釋適用ニ付テ詳論シタインデアリマスガ、左様ニスルコトハ幾多ノ重要ナ議案ヲ目前ニ控ヘ、會期切迫ノ折デアリマスカラ差控ヘマス、文部大臣ノ御答辯ハ如何ニモ抽象的ノコトデアル、是デハドウモ一般ノ民衆ニ本心ノ在ル所、御趣意ノアル所ハ分ラナイト思ヒマスカラ、具體的ノ場合ヲ想定シマシテ、斯ウ云フ場合ニハドウナルカト云フコトヲ重ネテ御尋シタイ、例ヘバ世間ニハ隨分競馬好キノ人ガ多イヤウデアリマシテ、競馬ガアルト其處へ行ク鐵道ナドト云フモノハ混雜シテ、普通ノ乗客ナドハ乘レスト云フ有様ニナツテ居リマス、如何ニ競馬ニ行ク人ガ多イカゞ分ル、其ノ中ニハ唯觀ル人モ多數デアリマセウ、ケレドモ隨分多クノ人ガ所謂馬券ヲ買フト云フ趣旨デ行ク、サウ云フ者モ世間デハ競馬狂トデモ言ヒマセウ、ソレデ茲ニ或家庭ノ主人ニ所謂競馬狂ノ一人ガアル、競馬ガアル毎ニ行ク、業ヲ休ンデ行ク、偶ニハ儲カルラシイ、サウ云フ時ニハ醉拂シテ退ク歸ツテ來ル、何レマア同行ノ者ト一緒ニ酒デモ飲ミニ行クタンデセウ、惡錢身ニ著カズト云フ譯デアリマス、儲カツタ時ニハ一般ニハ家ニハ金ヲ持ツテ歸ラヌ、處ガ多クノ場合失敗シテ、持ツテ行クタ金ヲ無クシテシマフ、居タオ金ハ使ツテ足ラスカラ又他人カラ金ヲ借りテ來タ仕末ダト云フ、實ニ困リマス、ソレダカラ豫テカラ申シマス、業ヲ休ンデ

競馬ニ金ヲ持ッテ行シテ、無クシテ來ルト云
フヤウナコトデハ家ガ立行キマセヌ、先ヅ
差當リ月末ノ拂ヒヲドウシマスト言フテ、
泣イテ、ドウカスウ云フコトハ良クナイカ
ラ止メテ下サイト言ツテ訴ヘル、處ガ競馬狂
ノ主人ハ失敗シテ歸ツテ、宜イ加減氣ヲ惡ク
シテ居ル所へ女房カラ誠メラレルモノデス
カラ、疳瘡ヲ起シテ、黙レト云フ譯デ、妻
君ハ泣イテ誠メルケレドモ聞キマセヌ、處
デ小學校へ行ツテ居ル子供ハ、夫婦ガサウ云
フ問答ヲシテ居ルノヲ聞キマシテ、心配デ
ナラナイ、其ノ心配ノ餘り學校へ行キマス
ト、先生ニ家ノオ父サンハ斯ウ云フ譯デシ
タノデ、オ母サンガオ止メナサイト言ツタガ
肯キマセヌ、ドウモ兩親ガサウ云フコトデシ
誠ニ宜クナイカラ私ハ大變困リマス、ドウ
シタモノデセウ、オ母サンガ、良クナイカラ
ラオ止メナサイト仰シシヤルノガ正シイノ
カ、ソレトモ許シテアルノダカラ構フモン
カト云シテ、オ止メニテラナイオ父サンノ方
ガ宜ノノデセウカ、ドチラガ正シイノデセ
ウカト聞クト、折角ノコトダカラ私ハ御話
シナケレバナリマセヌガ、豫々話シテ居ル
ノニ、斯ウ云フ馬券附ノ競馬ト云フヤウナ
モノハ賭博ニ似寄ッタモノ、賭ケ事ニ似寄ッタ
モノデ、宜クナイト云フコトハ幾多ノ勅語、
勅諭ニアルコトデ、教育勅語ニモ「恭儉」已
レヲ持シントアル、タツタ四字デスガ非常ニ
深イ意味ガアル、此ノ字句ニ付テモ豫々學
校デ教ヘテアル通リデアリマス、ドウモオ
母サンガ、良クナイコトハオ止メナサイト
言フノガ正シイ、オ父サンガ悪クナイト云
テ肯カナインハ宜クナイ、折角ノ御尋ダカ
ラサウ答ヘル外アリマセヌガ、親ニ向ツテ強
意見ヲスルノハ穢カデナイカラ、御歸リニ

ナシタラ、心配ノ餘り先生ニ伺シタラ、斯ウ仰シヤッタト云フコトヲオ母サンニ申上ゲテ、オ母サント相談ノ上デ、成ルベク穩カニオ父サンニサウ云フコトハ止メテ下ナイト、御話ニナシタラ宜イデセウトスウ云フコトデ、ソレカラオ母サンニソレヲ話シタ、オ母サンハ、子供モ一緒に心配シテ學校ノ先生ニ伺シタラ斯ウ云フコトデアリマシタガ、私ガ言フダケデハアリマセヌ、アナタノヤウナコトヲシテ御イデコナッテハ家ガ立チマセヌ、ドウカ止メテ下サイト云フト、脂癩ヲ起シテ生意氣ナ、黙レゝ、子供ノ癖ニ生意氣ダト云フヤウナコトデ一向應ジマセヌ、斯ウ云フコトハ私ガ想像シタコトデアリマスガ、聞ク所ニ依ルト之ニ類似ノコトハ全國諸處ニ澤山アルヤウデアリマス、警視廳ヤ或ヘ地方警察ノ方デ御調べニナッタラ、競馬狂ガ家産ヲ傾ケ、且色々ノ犯罪ノ原因ニナッテ居ルト云フコトハ、存外多クアルト云フコトデアリマス、處ガ只今文部大臣ノ御答辯、總理大臣モ其ノ通りデ宜シイト仰セラレタ、現行競馬法ノ制度ニ於テハ前半ニ仰シヤッタ趣意ニ反シナイト云フ御答辯ニアリマス、サウシマスト今ノ競馬狂ノ主人ガ公許ノモノダカラ惡イモノデナイト云フ主張ヲ是認サレルモノデアリマスカ否ヤ、競馬狂ヲ放ツテ置イテ、公許シテ何故宜イカ、惡ケレバソンナモノヲ許ス筈ハナイ、ソレヲ是認サレルコトニナルノデアリマスカ、明確ニ御答ヲ願ヒタイ、是ハ新聞記者ニ御願ヒシテ置キマスガ、抽象的ノ問答デハ世人一般ニ……

アナタ方全部、此ノ議場ヲ通シテ世ノリニ
機會ガアレバ御傳ヲ願ヒタイ、ドウモ抽象
的ノ問答デハ實際ドウナナルカ分リマセヌ、
只今ノヤウナ例ヲ設ケマスト、是ハ決シテ
空想デヤナシ、其ノコトハ警視廳ヤ警察署
ヲ方々調ベタラ分ルト思ヒマス、ソレデ今
ノ私ノ具體的ノ例ニ付テ、私ノ伺ッタ所デ
ハ、文部大臣ノ御答ト總理大臣ノ御答ハ競
馬狂ノ主人ノ言フコトヲ是認サレルト云フ
コトコトニナルト思ヒマスガ、ソレデ宜シ
イカト云フコトヲ伺ッテ、其ノ上ニ於キマシ
テハ又何カ申シマス

〔國務大臣男爵荒木貞夫君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（男爵荒木貞夫君）只今御引キ
ニナリマシタ例ハ、其ノ法ヲ惡用シタモノノ
デアリマシテ、其ノ點ニ付テハ決シテ之ヲ
是認スルコトハ出來ナイト存ジマス、左様
ナ弊ニ對シマシテハソレノヽ執ルベキ途ヲ
取ッテ、之ヲ改メルコトガ聖旨ニ報イル所以
ト存ジマス

〔土方寧君演壇ニ登ル〕

○土方寧君　ドウモ不得要領ノ御答デ驚キ
マシタ、惡用シタ結果ダ、競馬ノ馬券ヲ買ツ
テモ宜イコトニナツテ居ルノヲ買フノガ惡
用デスカ、許シテアルノダ、答辯ニナラナ
イ、試験問題ナラ落第ダ、斯様ナ問答ヲシ
マシテモ何ニモ目的ヲ達シマセヌ、此ノ内
閣デモ思想問題ヲ非常ニ強調セラレテ居ル、
幾多ノ聲明モ發セラレテ居リマス、ケレド
モロニ言ハレル所ノモノガ實際行ハレテ居
ラナイ、却テソレヲ裏切ルコトヲ默許シテ
デハ文部大臣ノ先般仰シヤッタ趣意デ、馬券所
仁ニ鮮イ位ノコトデハナイ、私ノ關スル所

ナシタテ、心配ノ餘り先生ニ伺シタラ、斯ウニオ父サンニサウ云フコトハ止メテ下サイント、御話ニナツタラ宜イデセウトスウ云フコトデ、ソレカラオ母サンニソレヲ話シタ、オ母サンハ、子供モ一縁ニ心配シテ學校ノ先生ニ伺ツタラ斯ウ云フコトデアリマシタガ、私ガ言フダケデハアリマセヌ、アナタノヤウナコトヲシテ御イデニナツテハ家ガ成立チマセヌドウカ止メテ下サイト云フト、疳癪ヲ起シテ生意氣ナ、黙レヽ、子供ノ癖ニ生意氣ダト云フヤウナコトデ一向應ジマセヌ、斯ウ云フコトハ私ガ想像シタコトデアリマスガ、聞ク所ニ依ルト之ニ類似ノコトハ全國諸處ニ澤山アルヤウデアリマス、警視廳ヤ或ハ地方ノ警察ノ方デ御調べニナツタラ、競馬狂ガ家産ヲ傾ケ、且色々ノ犯罪ノ原因ニナツテ居ルト云フコトハ、存外多クアルト云フコトデアリマス、處ガ只今文部大臣ノ御答辯、總理大臣モ其ノ通リデ宜シイト仰セラレタ、現行競馬法ノ制度ニ於テハ前半ニ仰シヤッタ趣意ニ反シナイト云フ御答辯デアリマス、サウシマスト今ノ競馬狂ノ主人ガ公許ノモノダカラ惡イモノデナイト云フ主張ヲ是認サレルモノデアリマスカ否ヤ、競馬狂ヲ放ツテ置イテ、公許シテ何故宜イカ、惡ケレバソソナモノヲ許ス筈ハナイ、ソレヲ是認サレルコトニナルノデアリマスカ、明確ニ御答ヲ願ヒタイ、是ハ新聞記者ニ御願ヒシテ置キマスガ、抽象的ノ問答デハ世人一般ニ……

アナタ方全部、此ノ議場ヲ通シテ世ノ中ニ
機會ガアレバ御傳ヲ願ヒタイ、ドウモ抽象
的ノ問答デハ實際ドウナルカ分リマセヌ、
只今ノヤウナ例ヲ設ケマスト、是ハ決シテ
空想デヤナイ、其ノコトハ警視廳ヤ警察署
ヲ方々調べタラ分ルト思ヒマス、ソレデ今
ノ私ノ具體的ノ例ニ付テ、私ノ伺ッタ所デ
ハ、文部大臣ノ御答ト總理大臣ノ御答ハ競
馬狂ノ主人ノ言フコトヲ是認サレルト云フ
コトコトニナルト思ヒマスガ、ソレデ宜シ
イカト云フコトヲ同ツテ、其ノ上ニ於キマシ
テハ又何可申シマス

附競馬ヲ行フト云フコトハ、聖旨ニ背キ、

大義ヲ沒スルト斷言シテ宜トイ思ヒマス、

大義ヲ沒スルト言ツテ不服ナラバ、辯駁シテ

下サイ、聖旨ニ背ケバ大義ヲ沒スル、大義

ノ名分ガ立チマセヌ、ドウモコンナコトヲ

言ツテモ、詰リ暖簾ニ腕押シシタヤウナコト

デアリマシテ、謂ハバ馬ノ耳ニ念佛ノ類デ

アリマスカラ、是レ以上何モ言ヒマセヌ

○議長(伯爵松平 賴壽君) 日程第十一ヨリ

日程第二十一迄ノ請願、會議

(左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモノ

参照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣

フ)

意見書案

寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財產

ノ處分ニ關スル法律案成立ニ關スル件

東京市本郷區本郷三丁目十六番地平

民僧侶今井鐵城外二名呈出

東京市淺草區松清町四十番地平民僧

侶爲鄉世淳外五名呈出

奈良市登大路町番外一士族僧侶大西

良慶外二百二十二名呈出

右ノ請願ハ寺院ノ境内地護持保存ハ寺院

存立ノ基礎ヲ鞏固ニシ其ノ教化活動上寄

與スル所大ナルニ依リ政府提出ニ係ル寺

院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ノ處

分ニ關スル法律案ハ速ニ之ヲ成立セシメ

ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議

院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

水產會ノ活動促進ニ關スル件

東京市赤坂區溜池町一番地帝國水產

意見書案

水產會ノ活動促進ニ關スル件

東京市赤坂區溜池町一番地帝國水產

會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ我國漁村ノ現狀ニ鑑ミ之カ指

導機關タル系統水產會ノ活動ヲ促進スル

ハ緊要ナルニ依リ速ニ國庫補助ノ増額其

ノ他適切ナル方策ヲ講セラレタシトノ旨

趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘ

キモノト議決致候因テ議院法第六十五條

ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

水產試驗機關ノ整備充實ニ關スル件

東京市赤坂區溜池町一番地帝國水產

會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ我國水產業ハ近時長足ノ進歩

ヲ爲セルモ尙時局ニ鑑ミ漁業用物資ノ節

約、代用品ノ研究等科學的探究ニ俟ツヘ

キモノ多キニ依リ速ニ水產試驗機關ノ整

備充實ヲ圖リ以テ漁業經營ノ改善ニ資セ

ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議

院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

漁業用資材ノ配給ノ圓滑並價格ノ合理

化ニ關スル件

東京市赤坂區溜池町一番地帝國水產

會長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ漁業用物資ノ規正ハ益強化セ

ラレムトスルノ實情ニ在ルノミナラス統

制ニ依リ價格ノ暴騰、配給ノ不圓滑ヲ來

タシ爲ニ生產ノ確保期シ難キモノアルハ

甚遺憾ナルヲ以テ速ニ適當ノ對策ヲ講セ

ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議

院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

北海道船舶業者所有船舶ノ燃料配給ニ

北海道天鹽郡天鹽町長梨澤環呈出

關スル件

北海道天鹽郡天鹽町長赤石忠助外九

右ノ請願ハ北海道天鹽町ノ船舶所有者ハ

其ノ業地概々檍太及本土方面ナル爲同町

ニ於テ交付シク爾燃料購買券ハ其ノ用ヲ

爲ササルコト多ク所要燃料ノ購買上不便

少カラサルニ依リ昭和十四年度ハ北海道

船舶業者ニ對シ同道ニ於テ交付シタル船

舶燃料購買券ハ檍太ニ於テモ通用シ得ル

カ又ハ檍太ニ於テ燃料ヲ購入シ得ルノ方

法ヲ講セラレタシトノ趣旨ニシテ貴族院

ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致

候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送

付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

邊富內線鐵道速成ノ件

北海道勇拂郡占冠村長峰廻英男呈出

右ノ請願ハ未成線邊富內線鐵道ノ完通ハ

右ノ請願ハ沿線地方ノ農富ナル農、林、礦產資

源ノ開發ニ止マラス運輸交連並軍事上亦

裨益スル所多大ナルニ拘ラス之カ工事ノ

中止ヲ見タルハ甚遺憾ナルニ依リ同鐵道

ノ繼續施工ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別

冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

遠羽線鐵道速成ノ件

北海道留萌郡留萌町長赤石忠助外九

名呈出

右ノ請願ハ未成線遠羽線鐵道ノ速成ハ北

海道天鹽沿岸鐵道ノ完通トナリ沿線地

ニ於ケル林、礦產資源及海田ノ開發上資

スル所大ナルノミナラス運輸交通並軍事

上亦須要ナルニ拘ラス之カ工事ハ昭和十

二年度ヨリ五箇年計畫ヲ以テ着手ニ決定

シタルモ其ノ後豫期ノ進捗ヲ見ス殆ント

中止ノ狀態ナルハ遺憾ナルニ依リ速ニ同

鐵道ノ實現ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別

冊及送付候也

昭和十四年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿

意見書案

南勝線鐵道開金、山守間ノ泰久寺ニ停

車場設置ノ件

鳥取縣東伯郡南谷村長西田延次外

四名呈出

右ノ請願ハ鳥取縣東伯郡南谷村字泰久寺八交通ノ要衝ニシテ附近ニ農、林、礦產等ノ資源ヲ擁シ停車場設置ノ好適地ナルニ拘ラス未成線兩勝線鐵道中近ク著工セラレムトスル路線ニ於ケル停車場豫定地ハ關金及山守ノミナルハ甚遺憾ナルニ依リ泰久寺ニ停車場ヲ設置シ以テ運輸交通ノ利便ト產業ノ進展ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年月日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼駿一郎殿

意見書案

高崎線電化促進ノ件

群馬縣高崎市長久保田宗太郎外十七

名呈出

右ノ請願ハ群馬縣高崎市ト埼玉縣大宮町ヲ結フ帝都近郊ノ重要幹線タル高崎線ニ電車ヲ開通セシメ以テ時間ノ短縮ヲ圖リ且運轉回數ヲ増加スルハ產業交通、觀光並國防上貢獻スル所多大ナルニ依リ速ニ之ヲ實現セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年月日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼駿一郎殿

意見書案

鳥取縣東伯郡古布庄村役場ニ電話架設ノ件

鳥取縣東伯郡古布庄村長杉山民次郎

呈出

右ノ請願ハ鳥取縣東伯郡古布庄村ハ近時通信事務ノ增加等ニ伴ヒ電話ノ所要切ナ

ルニ拘ラス今尙其ノ設備ナク之ヲ架設ニハ多額ノ費用ヲ要シ到底村財政ニテハ負擔ニ堪エサルヲ以テ同村役場ニ電話ヲ架

設スルヤウ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年月日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼駿一郎殿

意見書案

牟岐線鐵道日和佐、土譜線土佐山田驛間鐵道敷設ノ件

徳島縣海部郡日和佐町長喜田清一外

五名呈出

右ノ請願ハ群馬縣高崎市ト埼玉縣大宮町ヲ結フ帝都近郊ノ重要幹線タル高崎線ニ電車ヲ開通セシメ以テ時間ノ短縮ヲ圖リ且運轉回數ヲ増加スルハ產業交通、觀光並國防上貢獻スル所多大ナルニ依リ速ニ之ヲ實現セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十四年月日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣男爵平沼駿一郎殿

○議長(伯爵松平 賴壽君) 是等ノ請願ハ請願委員長ノ報告通り、採擇スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(伯爵松平 賴壽君) 次會ノ議事日程ハ決定次第、奏報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

○議長(伯爵松平 賴壽君) 次會ノ議事日程ハ決定次第、奏報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時十三分散會

現ニ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

官報號外

昭和十四年三月十六日 貴族院議事速記録

第一十三號

三一六